論文審査の要旨 (Summary of Dissertation Review)

博士の専攻分野の名称 (Degree)	博士(法学)	氏名	社 公 上	
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当	(Author)	熊谷卓	

論 文 題 目 (Title)

テロリズムの国際法的規制に関する研究

論文審査担当者 (Dissertation Committee)

主 査 (Committee chair) 教 授 西谷 元 印

審査委員 (Committee member) 教授 森邊成一 印

印

審査委員 (Committee member) 教授 吉田修

〔論文審査の要旨〕 (Summary of Dissertation Review)

平成30年2月8日13時00分より、申請者による約30分間の論文の目的、要旨などに関する 発表後、論文審査を行った。

テロリズムが、国際社会の喫緊の課題として世界大で認識されるようになった契機の1つとして、2001年9月11日、国際テロ組織「アルカイダ」が、アメリカ合衆国において引き起こした対米同時多発テロ事件(以下、9.11テロ事件)をあげることができるが、国際条約という側面からは、テロリズムへの対応は一般的には1960年代の後半ないし1970年初頭にまでさかのぼることが可能である。本論文においては、国際法上、テロリズムという行為が如何なる規制を受けてきたのか、そして同時に、国家によってテロリズムを対象として展開されてきた諸活動が国際法上、如何に位置づけられるのか、という点について検討を行うことを目的としている。

本論文は、テロ問題を枠組みとして、横軸として、条約法、国際人権法、国家責任法、国際人 道法など、国際法の多くの分野に関連付け、当該問題について総合的に検討を加えている。また、 分析手法としては、条約、ICJ、欧州人権裁判所判例の検討、国際仲裁裁判、人権規約委員会報 告などを用いている。

主査より、上記のような全体構成について、各章の名称が構想全体を表すようには付けられていないことが指摘され、論文申請者からは、指摘に従い再考するとの回答があった。論文提出者はこの回答に基づき各章の名称を再考した結果を全審査委員に提出し、各審査委員はそれを確認、了承した。

各章の検討においては、ロッカービー事件においてはモントリオール条約の適用という、条約 適用による解決が可能であったのではないかとの指摘に対し、リビアでの裁判については国家機 関の関与による公正な裁判が可能かという疑義はあるとしても、リビアの主張は法的根拠があ り、条約解釈からすると、リビアでの裁判は可能であったとの回答があった。

吉田委員から、この点について、管轄権、構成、安保理の関与についての質問が行われ、申請者からは、引渡しか訴追が求められているのであり、国家機関の関与、国連との関係また、一般論としての権限配分の問題はあるが、条約の解釈としては、引き渡し訴追の原則で解決可能であったとの回答があった。また、実際には、国連憲章とモントリオール条約との関係、すなわち憲章103条による国連憲章の優先原則により、政治的解決が計られたとの回答があった。この場合、特に国家がテロに関与した場合の問題点が残されているとの指摘も行われた。

主査より、リビアの ICJ 管轄権受諾の理由についての質問があり、申請者による法的側面からの的確な回答ののち、吉田委員から国際政治的側面からのコメントが行われた。

森邊委員からは、テロ「国家」としての IS の位置づけ、特に交戦団体承認としての可能性についての質問が行われた。これに対しては、交戦団体の定義、歴史的な経緯、また、IS が国際人道法を守っていないため、国家の要件(モンテビデオ条件)が一応充足されているとしても、承認は困難であろうとの回答があり、同時に、国家承認の宣言的効果説ー創造的効果説また、承認の際の正当性理論(スティムソン主義)についての回答が行われた。

さらに、森邊委員からは、ホームグローンテロリストについて、国際法はどのようにあつかわれるのか、について質問が行われた。申請者からは、適用される法は各国国内法であること、またテロを受けた国の IS に対する攻撃の正当化理由となるとの回答があった。同時に、国際の平和と安全の維持とテロに対する行動が矛盾を起こす事例であり、人道的介入として攻撃可能なのかということは、そもそも人道的介入の合法性の問題に帰着するとの回答があった。

以上,審査の結果,本論文の著者は博士(法学)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は、1,500字以内とする。